

こ

地域はみんなの宝島

こどもがまんなか みんなで「ずく」出し楽しもう！



しあわせ  
信州

通学合宿安全管理の手引き

# 1 安全・健康管理

子どもたちの安全・健康については、傷害の防止及び疾病の予防から、傷害や急病の発生時の対応まで広い分野に及びます。

傷害の防止にはまず安全管理が重要となります。事故の要因となる環境や子どもたちの危険な行動を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去しますが、万が一傷害等が発生した場合には適切な応急手当や安全措置が必要です。併せて、安全指導を行い、子どもたち自身が安全や危険を理解し、適切な行動をとれるようにすることも必要です。また、疾病対策では、既往疾患、健康状態の把握、当日の気候条件などを考慮した活動など幅広い対応が求められます。

子どもたちの年齢や個々の心身の発育、発達の状態等により、危険性の状況が異なる場合があることにも留意します。

## (1) 予防対策

### ①安全管理

#### ○事前点検

プログラム内容・場所・設備類等別に安全点検表や観察ポイントを示した一覧を作成してスタッフの共通理解を図り、必要に応じて安全点検を行います。

#### ○点検の事後措置

安全点検により不具合が発見され、危険と判断された場合は速やかに使用を停止し、立ち入り禁止などの安全を確保した上で、施設の管理者に対して報告し、適切な措置を求めます。

安全点検はプログラムの計画時、当日の使用前、使用後に実施するのが望ましいです。

#### ○スタッフ数の決定及び情報共有

事前にプログラム内容や注意点などについてスタッフ間で情報を共有することが重要です。スタッフの配置人数については、活動内容・場所・時間帯等を考慮し決定します。

#### ○応急手当用品(救急箱)の準備

応急手当に必要な用品を救急箱に用意します。

また、傷害発生や急病への対応についても事前に施設管理者と話し合いをし、協力を得られるような体制づくりが必要です。

#### ○AEDの設置場所の確認

宿泊施設にAEDが備え付けてあるか必ず確認します。

宿泊施設に備え付けられていない場合は、最寄りの設置場所を確認し、併せて緊急時の対応を確認しておきます。

### ②健康管理

通学合宿では一定期間、子どもたちが親元から離れ、宿泊施設での共同生活をしながら通学する取組です。楽しく安全に実施するためにも、傷害の防止と参加する子ども一人ひとりの健康管理について留意します。

#### ○子どもの健康状態についての配慮

保護者からの連絡カード(健康調査票)等による連絡や本人からの申し出によって事前に体調を把握し、当日の健康状態について管理します。スタッフは大学生や地域の皆さんのボランティアがほとんどのため、体調不良の場合は参加を見送らせます。また、合宿中に体調

不良となった場合は原則保護者に迎えに来てもらいますが、やむを得ず医療機関を受診した場合の緊急時の対応として、保険証の写しを持参させるとよいでしょう。ただし、後日保険証を必ず医療機関へ提示する必要があります。

子どもたちには、身体の調子が悪い場合は我慢せず申し出るように指導します。

#### ○子どもの疾患についての情報共有と配慮

通学合宿に参加する子どもたちの健康状態を、個人情報に配慮しつつ、事前に十分把握しておく必要があります。特に、アレルギー性疾患、気管支喘息などの疾患を持つ子どもたちは、疾患の程度や治療段階において活動に制限がある場合があるので、必要に応じて保護者と連絡を取り情報提供を求めるなどして、スタッフ間で情報共有しておきます。

#### ○投薬についての注意

投薬の必要な児童については本人しか対応できません。予め家庭で練習し、通学合宿に参加するよう伝える必要があります。

### ③事故等発生時の連絡体制

#### ○活動内容についての保護者への周知

参加する児童と保護者に取組の目的や意義・内容について、事前説明会を開催し、理解を得た上で参加してもらいます。通学合宿の実施にあたっては、安全等について十分に配慮して実施しても、傷害等の発生の可能性はゼロではなく、傷害発生時の責任関係は発生した事故の内容によって異なることや、加入する保険制度についても事前に理解してもらうことが必要です。

#### ○医療機関の連絡先

医療機関の所在地、診療科、診療時間帯、電話番号等を事前に確認し、一覧表を作成します。休日にプログラムを実施する場合は、休日当番医等も調べておく必要があります。

#### ○保護者への連絡体制

緊急時は原則保護者に迎えに来てもらうこととなりますので、保護者への連絡は必ず繋がるよう複数の連絡先を参加申込の際に必ず取得し、いつでも連絡がとれるようにしておきます。

なお、緊急連絡先、健康状態等に関する情報は個人情報です。他の目的に使用しないことは当然ですが、保護者へその旨の説明しておきます。

(＊健康カードなどは事後必要がなくなった時点で確実に破棄するか保護者へ返却します)

### ④スタッフ間の情報共有

実施する通学合宿のプログラム内容の理解と安全・危険、使用する設備についての安全点検、子どもの基礎疾患や当日の体調の理解とそれらを踏まえた活動のあり方、子どもの行動特性の理解、活動に関する保護者への説明、集団生活における感染症・熱中症・食中毒についての理解と対策、道具の安全な使用方法、学校との連携、スタッフと子どもや保護者との信頼関係の確立など事前にスタッフの打ち合わせを実施し情報を共有します。

### ⑤子どもへの指導

#### ○道具等の安全な使い方

刃物を使用したり、火気の扱い方など危険を伴うプログラムには、危険性について説明するとともに、子どもたちの前で必ず手本を示します。また、全体指導とは別に発達段階に応じて適宜個別に指導することもあります。

(子どもたちが学校の調理実習で包丁を使用するのは5年生からです。)

#### ○安全な行動への配慮

活動するに当たって何が危険かを自ら考え、危険を回避して行動することなど、適宜指導してください。

## (2) 発生時の対処

### ①組織・連絡体制

#### ○急病・傷害発生時の役割分担と対処

迅速な対応が行えるように、予めスタッフ間で共通理解を持ち、体制を整えます。特に緊急搬送用の自動車は最低でも1台用意します。

傷害発生時は、直ちに応急手当を実施すると同時に他のスタッフに連絡を取ります。スタッフの中には、大出血、呼吸停止、心臓停止などの重篤な種々の状況に対する応急手当の知識を有する者も求められます。

さらに、けがの状態や程度により医療機関を受診する必要性の有無を判断します。必要ならば、応急手当を始めるとともに医療機関へ搬送します。けがの程度が重大な場合には、躊躇せず救急車を要請します。負傷者を搬送した後は、他のスタッフに依頼し、残った子どもたちへの対応に配慮するとともに、搬送先医療機関の所在地や連絡先についても把握し、保護者へも連絡します。

医療機関を受診しないごく軽傷の場合でも、保護者には必ず報告してください。

(★出血が認められる場合は、血液には決して素手で触れないように注意！)

#### ○状況の確認と記録・保護者への連絡

事故等が発生した場合には、発生時刻、発生状況、応急手当実施の有無とその内容を時系列により記録します。また、保護者が医療機関に同行しなかった場合は、受診先の医療機関名、けがの程度の説明や処置内容、帰宅後の処置の必要性の有無とその方法等を保護者に報告します。同時に事故発生時の状況を正確に実施機関に報告し、事故記録簿を整理しておく必要があります。

### ②施設・設備

#### ○事故原因となった設備類の点検・修理

施設・設備等で傷害が発生した場合は、直ちに使用を停止し、必要ならば立ち入り禁止の措置を取ります。また、事故発生の原因が明らかになるまでは傷害の原因となった設備類は使用せず、破損した設備類については事故発生時の状況等を詳細に記録し、施設管理者等に報告します。

## (3) 保険への加入

安全に十分配慮して通学合宿を実施しても、様々な疾病や傷害が発生する可能性は否定できません。また、宿泊施設やその周辺において、子どもたちが事故・事件に遭遇する危険性もありますので、万が一の場合に備えて各種保険には必ず加入します。

保険制度(保険の種類等)については、保険会社に事業概要(実施期間・宿泊場所・参加人数・活動内容等)を十分に説明した上で最も適したものに加入します。

一般的には参加する子ども・ボランティアの傷害事故に対する補償、施設・物品等を損傷した場合の賠償責任に対する補償が考えられます。

この他に、主催者としての責任を問われることも想定されますので、行事主催者の賠償責任に対する補償についても考えておく必要があります。

いずれにしても、事前に保険会社と相談して加入する保険の種類等を決めておきます。

参加者募集にあたっては、取組の目的・意義・内容について、保護者には事前説明会により説明し、理解を得た上で参加してもらいます。その際には、傷害発生時の責任関係は発生した事故の内容によって異なることや加入する保険制度についても必ず説明し、理解してもらうことが必要です。

【参考：全国子ども会安全共済会から抜粋】

平成 26 年度版

全国子ども会安全共済会に加入するには

- ・ご契約いただいた市町村地区子ども会連合組織に、単位子ども会ごとまとめてお申し込みください。
- ・単位子ども会、市町村地区子ども会連合組織に所属する就学前3年以上の者が次の加入時費用を納める必要があります。

☆加入時費用(1人)・・・100 円(10 月 1 日以降加入の場合) 90 円)

(内訳) 全国子ども会安全共済掛金・・・50 円(10 月 1 日以降加入の場合・・・90 円) } 70 円(10 月 1 日以降加入の場合 60 円  
 全国子ども会連合会運営費・・・20 円(子ども会賠償責任保険料を含む)  
 長野県子ども会育成連絡協議会運営費・・・30 円  
 (安全教育、共済金請求書作成、事前審査、名簿管理等の費用として)

全国子ども会安全共済会 共済金額

死亡共済金	600 万円
後遺障害共済金	後遺障害の程度に応じて 7 万円～600 万円
医療共済金	健康保険等を適用した医療費総額の 30 パーセント (支払限度額 50 万円・医療共済金の額が 1,000 円以下の場合はお支払出来ません)

子ども会賠償責任保険 支払限度額・免責金額

身体賠償	1 名につき	1 億円	免責金額 0 円
	1 事故につき	5 億円	
財物賠償	1 事故につき	200 万円	免責金額 1,000 円



加入対象者	補償対象となる団体活動	年間掛金 (1人当たり)	傷害保険金額				賠償責任保険支払 限度額
			死 亡	後遺障害 (最高)	入 院 (1日につき)	通 院 (1日につき)	
子ども (中学生以下：特別支援学校高等部の生徒を含む。)	スポーツ活動、文化・ボランティア・地域活動	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償 合算1事故5億円 ただし、身体賠償 は1人1億円
高校生以上 (65歳以上の方も加入できます。)	文化・ボランティア・地域活動・団体員の送迎、応援、準備、片付け	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	
	スポーツ活動、スポーツ活動の指導・審判	1,850円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	
	子どもへのスポーツ活動の指導・審判	1,300円	1,000万円	1,500万円	2,500円	1,000円	
65歳以上	スポーツ活動	1,000円	600万円	900万円	1,800円	1,000円	

※スポーツ活動にはキャンプその他の野外活動を含みます。

## 2 施設周辺における危機管理

宿泊施設から学校までの経路等では、交通事故や転落の一般的事故の他、誘拐、暴行、性犯罪等の可能性がありますし、屋外での活動時においても同様です。スタッフは、発生が想定される場所、事件・事故の状況等を考慮しながら、適切かつ柔軟に対応することが必要です。なお、不審者侵入対策については、「4 不審者侵入対策」において記述します。

### (1) 防止対策

#### ①施設周辺における対策

##### ○危険箇所等の事前確認

宿泊施設から学校までの経路において、交通事故や一般的事故、上記の犯罪等が実際に発生した箇所や発生する可能性のある箇所の情報を可能な限り収集し、現地を確認しておきます。

##### ○環境の改善等

確認した結果危険箇所等を改善する必要がある場合は、必要に応じて危険の除去や環境の改善を行ったり、対策の実施を関係機関に要請するなどします。

#### ②組織及び連絡体制

##### ○実施団体

施設周辺の点検、関係機関への連絡、子どもへの指導等の役割分担を明確にします。

##### ○警察、防犯団体

交通事故や犯罪被害防止等のために、危険箇所・犯罪発生等に関する情報収集、危

険箇所の環境改善、安全パトロールの実施等について、必要に応じて連携を図ります。

○学校・市町村教育委員会

事故や犯罪被害の防止のため、宿泊施設と学校間の経路等の危険箇所に関する情報提供等について連携することが望まれます。

○保護者

登下校時における事故や犯罪被害等の情報提供、通学合宿実施時の登下校の付き添いへの協力、家庭での安全指導の実施等について連携します。

○地域

事故や犯罪被害等防止のため、地域における情報交換や対策実施等について、必要に応じて連携を図ります。

登下校時には、子どもたちの集団登下校の際にスタッフの付き添いや声かけなど、子どもたちを見守り、地域で子どもを育てる機運を高めます。

③子どもへの指導

施設近隣での交通事故や一般的事故、犯罪被害等の発生箇所、種類、発生状況、可能性のある危険、事故や犯罪被害の防止方法(巻き込まれそうになった場合の助けの求め方等を含む)などについて、適宜、具体的に指導します。

## (2) 事故・事件等発生時の対処

①組織及び連絡体制

スタッフ間で役割分担や連絡体制を事前に確認し、事故・事件発生時には速やかに対処できるようにしておきます。

○警察、消防署

警察、消防等からは、事故や事件の経緯や状況、子どもたちの負傷の程度や搬送先等の情報を入手します。

○学校

保護者への連絡、事故等発生後の緊急対策等について連携を図ります。

○教育委員会

事故や事件の経緯、子どもたちの負傷の程度や搬送先等を連絡するとともに、当該スタッフの取るべき諸対策等について助言を受けてください。また、必要な場合には支援の要請等を行います。

○保護者

負傷した子どもの保護者には、事故や事件の経緯、負傷の程度や搬送先等を連絡します。事故・事件によっては、他の保護者に対して子どもの受け渡しの連絡、支援の要請等を行います。

②子どもへの指導

交通事故や一般的事故、犯罪被害等が発生した場合での、警察や消防への通報の仕方、保護者や施設への報告、犯罪に遭った・見た際の「子どもを守る安心の家」などへの助けの求め方等を具体的に指導します。

## 3 火災・地震等の火害対策

地域・学校の状況に即した災害対策を講じる必要があります。災害発生やそれによる被害を防止するためには、施設・設備の安全点検など日常の適切な防災活動が重要です。災害発生時において、被害を最小限に止めるための適切かつ迅速な対応が必要となります。

## (1) 防止対策

あらかじめ施設・設備等の下見を行い、予想される災害への対応としての組織づくりや連絡体制の整備、対応策の検討などにより防止策を講じます。

### ①組織及び連絡体制

#### ○注意報、警報発令時の対応

注意報、警報発令時には活動を中止するなど対応方針をあらかじめ明確にしておきます。

#### ○消防署等関係機関・団体との連携

事前に消防署等の関係機関・団体と連絡をとり、必要に応じて助言を受けることが望まれます。

#### ○保護者や関係者等との連絡体制

注意報、警報発令時や災害発生時に、保護者・関係者等へ迅速に連絡できるように、連絡網を作成しておきます。

### ②対応方策の検討

#### ○地震災害、気象災害、火災時等における対応の検討

宿泊施設の防災行動計画等をもとに、災害発生時の対応・連絡体制などを整備します。

### ③子どもへの指導

#### ○子どもたちの活動にともなう防災の指導内容

火災防止や避難行動などの防災に関するプログラムを盛り込むなど配慮します。

### ④施設・設備

#### ○避難経路の確保

廊下や階段などには、避難行動を妨げる物品を置かない。

#### ○防災設備の確認

消火器、消火栓等の設備・備品の設置場所及び設置内容について事前に確認する。

#### ○応急手当に用いる薬品等の点検

災害発生時の負傷等の応急手当に必要な薬品等を準備するとともに、AEDの設置場所等を確認する。

## (2) 発生時の対処

子どもたちと指導者等の安全確保を最優先に避難し、負傷者がいる場合は応急処置を施すとともに、保護者・関係諸機関への連絡も速やかに行います。

### ①組織及び連絡体制

#### ○災害発生時の役割分担

防災責任者を決め役割分担を明確にしておきます。

#### ○避難場所と避難方法

地震直後に取り最善の行動は、「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所への移動(避難)です。活動に応じた避難場所と適切な避難方法を明確にし、あらかじめ関係者に周知しておきます。

#### ○災害情報の収集

被害状況を速やかに確認し、防災責任者へ情報を集約するとともに学校等へ連絡します。

#### ○保護者や関係者への連絡

緊急連絡網により早急に保護者や関係者への連絡を取ります。なお保護者等への子どもの引渡し方法をあらかじめ双方で確認しておきます。

### ②子どもへの指導

#### ○地震発生時の落下物等への注意

地震発生直後には壁や看板等の落下、窓ガラスの破損等によって負傷する危険性があるため、「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所への移動(避難)などの指導を行います。

○火災発生時の避難方法

建物火災発生時には、あわてない、引き返さない、煙を吸わないなど安全に避難誘導します。

○災害時の帰宅途上の注意

大雨の後ではしばらくしてから川が増水するため帰宅する際の指導をします。地震では塀などの倒壊や建物からの落下物について注意を払うように指導します。

③施設・設備

○就寝場所の環境

就寝する場所が、地震発生時に「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」環境にあることを予め確認します。

○二次災害の防止

地震発生時に調理などで火気を用いている場合にはやけどに注意し、ガス漏れや漏電等からの火災発生など、二次災害を防ぎます。

○火災発生時での注意

火災が発生した場合には子どもたちを避難誘導し、初期消火を行います。

## 4 不審者侵入対策

不審者の侵入は重大な事件につながる恐れもあるため、十分な対策を取っておく必要があります。

### (1) 侵入防止

不審者を施設へ入れない、施設周辺に近づけないことが、不審者侵入防止の基本です。また、施設内における防犯上の空間の弱点と緊急時の連絡体制を把握します。

①組織及び連絡体制

○巡回、声かけ、情報把握等

施設内、施設周辺の巡回等で部外者を発見した場合は声かけを行うなど、施設周辺における不審者に関する情報を把握するよう努め、関係者において情報を共有します。

○地域における犯罪発生状況の把握

施設周辺での犯罪発生状況や不審者情報の入手方法を確認しておきます。

○防止策の方針

宿泊している建物の状況やスタッフの人数に応じた、不審者侵入防止策を検討します。

また、連れ去り防止のため、スタッフと部外者を区別するための名札や腕章を着用するなどの方策も併せて実施します。

○役割分担

施設内・施設周辺のパトロール、部外者への対応について、あらかじめ検討しておきます。

②子どもへの指導

○施設内、施設周辺における危険箇所の把握

人目につかない場所など犯罪に遭いやすいと考えられる箇所を把握させます。

○施設内における活動の仕方

不審者を見かけたり、不審者に遭遇した場合の対処方法を指導します。

## (2) 発生時の対処

### ○施設周辺で不審者が出没したとの情報が入った場合の対処

警察等と連絡を取り、できる限り正確な情報を入手するよう努めます。そのためには、あらかじめ警察署等へ協力を依頼しておくことが望まれます。不審者情報の内容によっては、防犯体制を確認し、取組継続の可否について検討します。

### ○不審者が侵入した場合

不審者が侵入した場合には、まず、子どもの安全を最優先し、自らの安全も確保しつつ可能な限り複数で対応します。

不審者に対し退去するよう説得しても応じないときは、他のスタッフに連絡して協力を求めつつ、子どもから隔離できる場所(応接室等)に誘導し、同時に110番通報、他のスタッフや関係機関への緊急連絡などを行います。

不審者を隔離できず、暴力行為をどうはたらく等のときには、大声、防犯ベル等で応援を求めるとともに、近くにあるイスなどで防御しながら不審者の移動を阻止するよう努めます。併せて子どもたちの動向を掌握し、避難させたり安全な場所で待機させます。なお、子どもたちの安全確認を迅速かつ確実にを行うため、参加者を常時把握しておくことも必要です。

負傷者が出たときには、応急手当に着手するとともに、他の者に119番通報させます。

事後においては、窓口を一本化して情報の把握・整理を行うとともに、状況、対応等を時間を含めて客観的に記録しておきます。また、速やかに保護者等へ連絡・説明を行います。

(★イス等での防御方法は、最寄りの警察署に指導を受けてください。)

### ① 組織及び連絡体制

あらかじめ、不審者侵入時におけるスタッフの役割分担を明らかにしておくとともに、一部のスタッフが不在であっても、全体としての活動に支障をきたさないように配慮します。また、緊急時の対応手順、役割分担、連絡先等を一覧にして掲示しておきます。

#### ○警察との連絡体制

警察に対し、宿泊施設の場所・事業概要・連絡窓口等をあらかじめ連絡しておきます。

#### ○保護者との連絡体制

緊急時の連絡先リストを作成しておきます。

#### ○教育委員会等との連絡体制

緊急時の連絡窓口を確認しておきます。

### ② 子どもへの指導

子どもに対しては、大声を出す・逃げるなどつさの行動の仕方について理解させておきます。

## 5 衛生管理

通学合宿では子どもたちが集団で喫食するため、食中毒が発生すると大きな事故になることもあります。施設・設備を清潔に保ち、日常生活における食中毒等の予防に必要な用便後や食事前等の手洗いの励行等を指導します。

### (1) 予防対策

#### ① 衛生管理

##### ○調理施設・設備の清潔、衛生の保持

ア 施設・設備は常に清潔に保ち衛生的に使用します。また、冷蔵庫、冷凍庫、食品保管庫の内部及び食品保管場所も、常に整理整頓し、衛生的に保持するようにします。

イ 調理場の給水、排水、採光、換気等の状態を適正に保ちます。

ウ 食器具、容器、調理機械器具は、使用後確実に洗浄し乾燥させ、衛生的に保管します。

エ 調理室には、調理作業に不必要な物品等を置かないようにします。

オ 調理台等、使用前にアルコール消毒が必要なものは、消毒を行います(水分が残っているとアルコールの殺菌能力が低下するので、清潔にした調理台や調理器具等の水分を除去してからアルコールをスプレーします)。

○子どもの健康状態の把握、患者の早期発見

ア 感染症・食中毒の早期発見に努め、健康観察等により疑わしい症状がある場合は、医師等の診察を受けさせます。異常があった場合には、学校、保健所等に連絡し、その指導により必要な措置を講じます。

イ 体調不良等の場合には、速やかに申し出るように子どもたちに徹底させます。

○食品衛生について最新の情報収集

食中毒防止のためには、原因物質の性質や原因となりやすい食材等最新情報を収集し、発生事例から防止策を研究し、確実な対策を講じることが大切です。

②組織・連絡体制

○医療機関の連絡先

医療機関の所在地、診療科、診療時間帯、電話番号等を事前に確認し、一覧表を作成しておきます。

○保護者への連絡体制

緊急時の保護者への連絡先について、必ず連絡がとれる連絡先を参加申込の際に必ず取得し、いつでも連絡がとれるようにしておきます。

なお、緊急連絡先、健康状態等に関する情報は個人情報です。他の目的に使用しないことは当然ですが、保護者へその旨の説明をしておきます。

(＊健康カードなどは事後必要がなくなった時点で確実に破棄するか保護者へ返却します)

③子どもへの指導

○清潔な環境づくり

清潔な環境で食事の準備や食事ができるように次の点を指導します。

ア 食事施設や設備は常に整理整頓し、清潔で衛生的にする。

イ 窓を開けて、部屋の空気を入れ換える。(風雨の強い日は注意)

ウ ゴミを拾ってテーブル(机)のまわりを清潔にする。

エ テーブル(机)を台ふきで拭く。

○正しい手洗いの徹底

O157、ノロウイルス等の食中毒菌等は少量で発症するので、正しい手洗いの徹底が予防のための重要なポイントとなります。鼻かみ、用便後、食事前は必ず、石鹸と流水を使用して正しく手を洗い、清潔なハンカチ等で手を拭きます。また、洗った手は再度汚さないようにします。

○健康状態、衛生的な身支度等の確認

調理・食事を介した感染症や食中毒の予防のために、子どもやスタッフ・ボランティア自身の健康状態を次の項目で確認します。

ア 下痢をしている者はいないか。

イ 発熱、腹痛、嘔吐の症状がある者はいないか。

ウ 衛生的な服装をしているか。(帽子、エプロン、マスク等)

エ 手洗いは完全か。

○食器・食品の衛生的な取扱

食器や食品の取扱方法など、食中毒の予防のために必要な食事準備等を身に付けさせるために、次の点を指導します。

ア 安全・衛生に気をつけて運ぶ。

イ 床に直接、食器などを置かない。

ウ 常に清潔な手指で、配食用器具を使い配膳を行う。

エ 配膳台の上は常に清潔にしておく。

## (2) 発生時の対処

### ① 組織及び連絡体制

#### ○ 発生時の役割分担

食中毒等の症状が発生した場合には、迅速な対応が行えるようにスタッフで共通理解を持ち、体制を整えます。下痢等(上記の健康状態のア、イに該当)を起こしている場合は、食事の準備には関わらせないようにし、保護者に迎えに来てもらいます。

さらに、少しでも食中毒が疑われる子どもやスタッフは、すぐさま病院に直行させます。

食中毒は時に死に至る病気であることを認識して、軽視せず、早めに受診させるようにします。搬送した後は、他のスタッフに依頼し、残った子どもたちへの対応に配慮するとともに、搬送先医療機関の所在地や連絡先についても把握し、保護者へ連絡します。

#### ○ 状況の把握と記録

食中毒等の症状の発生時には、発生時刻、発生状況を時系列により記録します。保護者が、医療機関に同行できなかった場合は、受診先の医療機関名、状況説明や処置内容、帰宅後の処置の必要性の有無とその方法等を保護者に報告すると同時に、発生時の状況を実施機関・保健所など関係機関にできるだけ速やかにかつ正確に報告し、指示を求めてください。その際、プライバシー保護に配慮することが大切です。食中毒の発生原因については、現場の保存と食品の拡散防止に努め、関係機関に指示を求め、その原因の除去、予防に努めます。

また、発生状況により取組継続の可否についての検討が必要です。

### ② 施設・設備・食事の保存

#### ○ 事故原因となった設備類の点検・修理

施設・設備により食中毒等の症状が発生した場合は、直ちに使用を停止し、必要に応じて立ち入りを制限します。また、発生の要因が明らかになるまでは原因となる可能性のある設備類は使用しません。

#### ○ 食べた食事の保存

万一食中毒が発生した場合、原因を特定するために食事を保存しておくといでしょう。調理後の食事を約50g以上ジッパー付のポリ袋に入れ、日付と時間を記入して冷凍庫で保存します。

## 6 危険生物・アレルギーへの対応

自然環境に恵まれた長野県は、通学合宿でのプログラムに野外体験活動を取り入れることが多いかと思われまます。

自然は子どもたちに様々な体験を提供してくれる反面、危険な動植物との接触やそれらに起因するアレルギー等の問題も無視できません。

### (1) 危険生物への対応

#### ① ハチに刺されてしまったら

ハチは我々の身近にいる生物です。ハチを見かけたら払ったり興奮させないようにします。万が一刺されてしまった場合は次の手順で処置を行います。20～30分ほど様子を見ますが、途中で様子が少しでもおかしいと思ったら、直ちに医療機関を受診します。

ア. 刺された現場からすぐ数十メートル離れ、巣から遠ざかる。

イ. 刺された傷口を流水でよく洗い流す。ハチの針が残っている場合は、毒液を再度注入しないように毛抜きで抜くか、横に払って落とす。

ウ. 爪などで傷口周囲を圧迫し、毒液をしぼり出すように、もみながら流水にさらす(ハチ毒は水に溶けやすいため)。毒を吸い出す道具がある場合は使用する。

エ. 抗ヒスタミン剤を含有するステロイド軟膏を塗る。

オ. 濡れたタオル等で冷やし、安静にする。

カ. 息苦しさや口の乾き、冷や汗、めまい、血圧低下、しびれ、嘔吐、じんましんなどの症状が出た場合は「アナフィラキシーショック」が疑われます。命に関わるのでハチに刺されて具合が悪くなったことがある人や、様子がおかしいと感じたらただちに医療機関を受診します。エピペン(アドレナリン自己注射薬)がある場合は医療機関へ行く前に自己注射させると同時に救急車を要請します。

### ③ 蛇に遭遇した場合

暑くなってくると、蛇に噛まれることが多くなってきます。ヤマカガシなどは人里に生息しているため遭遇しやすい毒蛇です。

ア. まず噛まれた蛇が毒蛇(マムシ、ヤマカガシ)かどうか確認し、救急車を要請する。

イ. 毒蛇の場合は体を動かすと毒のまわりが早くなるため、安静にする。

ウ. 傷口より心臓に近い部分をヒモか布で軽くしぼる。

エ. 口で毒を吸い出す処置が効果的であるが、口腔内に傷等がある人はやらない。

オ. 安静な状態を保ち、医療機関へ直行する。

## (2) 毒草への対応

体調が悪くなり、その原因を確認する際に毒草であることに気づくことがほとんどです。可能であれば、原因と考えられる毒草のサンプルを持参して医療機関を受診します。

毒草を食べてしまったことが確実の場合はまず吐かせます。

## (3) アレルギーへの対応

### ① 食物アレルギーを持つ児童への対応

子どもの好きな食べ物には、アレルギーを引き起こす素材を含む食品が多数あります。まずは、健康調査票により事前に食物アレルギーの有無を把握します。

食事の対応方法については保護者と十分連絡を取り、確認しておきます。アレルギーを引き起こす食品を摂取させないことが基本ですが、万が一摂取してしまった場合は、速やかに保護者へ連絡するとともに、医療機関を受診させます。エピペン(アドレナリン自己注射薬)がある場合は、症状を観察しながらタイミングを見て自己注射させます。

### ② その他のアレルギー

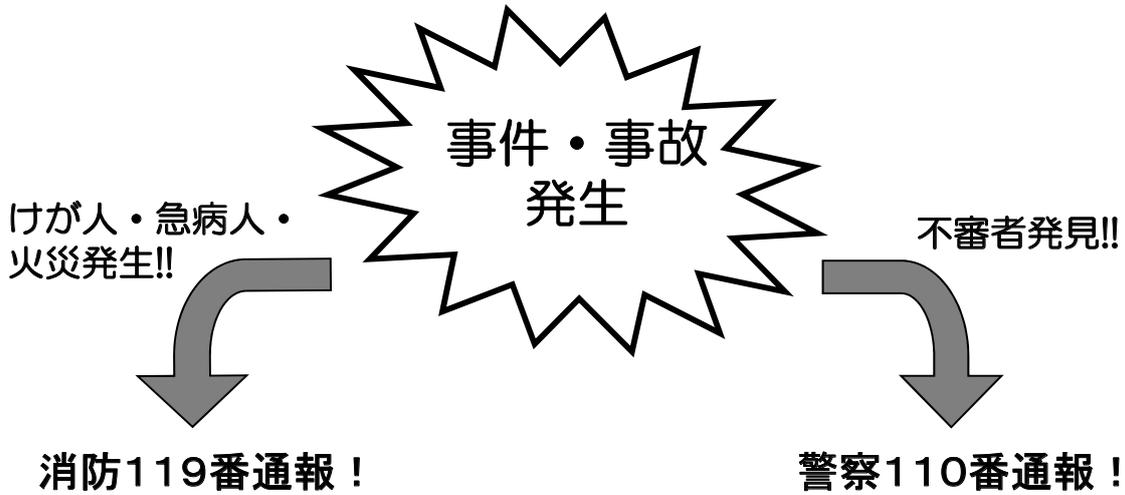
健康調査票により、蜂アレルギーなどの有無について把握し、スタッフ全員で情報を共有します。エピペン(アドレナリン自己注射薬)が処方されている児童がいる場合は対応について、家庭・学校と確認しておく必要があります。



## 事故等発生時の対処と事後処理手順

事故の種類	対 応 ・ 処 置	事 後 処 理
けが・急病の 場合	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急対応               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)傷病者の症状の確認(出血・意識・呼吸・傷の状態等)</li> <li>(2)応急処置(心肺蘇生・AED使用の判断)</li> <li>(3)AED手配、スタッフへの協力要請</li> <li>(4)必要時 119 番通報</li> </ol> </li> <li>2 緊急連絡               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)保護者への連絡(けが等の状態)</li> <li>(2)病院への搬送の要・不要の判断 (保護者の了解を得る)</li> <li>(3)実行委員長への連絡</li> <li>(4)実行委員長は学校・教育委員会へ連絡</li> </ol> </li> <li>3 連絡事項               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)保護者・医療機関 【症状や状態の程度・発生状況等】</li> <li>(2)保護者 【治療費を保険請求するため、医療機関の領収書及び診察券のコピーが保険金請求時に必要となる旨を知らせる】</li> </ol> </li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 当事者にその後の様子を伺う。</li> <li>2 事故報告書の作成</li> <li>3 治療費の領収書と診察券のコピーして実行委員会等に提出</li> <li>4 保険請求については実行委員会で行う</li> </ol> <p>●連絡方法</p> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">スタッフ</div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">実行委員長</div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">学校・市町教委等</div> </div>
生命に関わる 重大事故	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救急車の手配</li> <li>2 保護者へ連絡</li> <li>3 必要であれば警察へ連絡</li> <li>4 実行委員長へ連絡</li> <li>5 実行委員会は学校・教育委員会へ連絡</li> <li>6 活動の継続について話し合う (最低1名は医療機関へ同行する)</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事故発生時の状況確認</li> <li>2 事故報告書の作成</li> <li>3 保険請求については実行委員会で行う</li> </ol> <p>●連絡方法 事故発生直ちに</p> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">スタッフ</div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">↓</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">実行委員長</div> <div style="font-size: 2em;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">学校・市町村教委等</div> </div> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">事故発生後直ちに</p> </div>
設備等損傷	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 損傷した設備等の確認</li> <li>2 損傷等の状況把握(聞き取り)</li> <li>3 損傷した部分の写真撮影</li> <li>4 施設管理者への連絡</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事故報告書の作成</li> <li>2 保険請求は実行委員会で行う</li> <li>3 修理の確認と施設管理者への謝罪</li> </ol>
火災・地震等の 災害	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 活動を直ちに中止し、各施設の避難方法等に基づいて避難</li> <li>2 参加者の人員確認、けがの有無の確認</li> <li>3 保護者への連絡</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 終息後の帰宅や避難について判断</li> <li>2 保護者への引渡し</li> </ol>
不審者 侵入	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 不審者の入室・入場の防止</li> <li>2 (危険が感じられる場合)参加者の安全を考えて避難</li> <li>3 (指示に従わない場合)警察へ通報</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設管理者への事実連絡</li> </ol> <p>●連絡方法 けが・急病の場合に同じ</p>
食中毒	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保護者への連絡</li> <li>2 病院への搬送</li> <li>3 実行委員長へ連絡</li> <li>4 実行委員会→保健所・学校など関係機関へ連絡</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現場の保存と食品の拡散防止</li> <li>2 設備類の点検</li> </ol> <p>●連絡方法 けが・急病の場合に同じ</p>
感染症(インフルエンザ、ノロウイルス等)	食中毒の場合に同じ	食中毒の場合に同じ

# 緊急連絡先



## ＜通報手順＞

- ①通報者の氏名                      ②活動場所
- ③何が起きたのか  
     ・だれが    ・いつ    ・どうした、どうなっている

実行委員会事務局	
学校(教育委員会)	
休日連絡先	
夜間連絡先	
警察署・交番	
緊急時搬送車	No1  No2
病院(            科)	
病院(            科)	

けが人・急病人  
発生！！

- ・ 応急手当（止血・心肺蘇生・AED）
- ・ 他のスタッフへの連絡

重度の場合

軽度の場合

救急車要請 119番通報

保護者  
への連絡

経過観察

救急車  
への同乗

- ・ 保護者への連絡
- ・ 他の子どもの対応

病院の  
受診

直接保護者  
へ連絡

医療機関への事故発生時の  
状況説明

診断結果の確認

診断結果の確認・連絡

緊急対応後

事後状況の確認・実行委員会への速報

- 当日の事業終了後：
- ・ 記録の作成
  - ・ 重度の場合は報告を実行委員会へ提出

基本は子どもの安全確保・複数対応

不審者侵入！！

- ・まずは子どもの安全確保
- ・他のスタッフへの連絡

スタッフ自身の安全を確保しながら退去するように求める

- ・110番通報      ・複数で対応
- ・不審者を子どもから隔離できる場所へ誘導（応接室等）

暴力行為を働く場合

- ・大声で応援を求める
- ・近くにあるイスなどで防御

負傷者が出た場合

応急手当・119番通報

事態が沈静化した後：

- ・保護者への連絡・説明と子どもの引き渡し
- ・実行委員会や関係機関への連絡・記録の作成

災害(地震・火事等)時の対応マニュアル

災害発生！！

直ちに活動停止

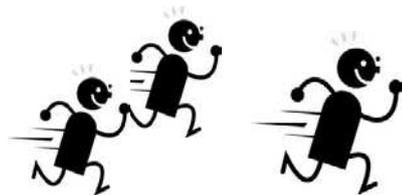
子どもの招集・人数確認・  
避難場所への避難

けがの有無の確認

保護者への連絡・引き渡し

火災の場合

- 119番通報
- 初期消火



## ○○○○通学合宿安全管理チェックリスト

確認日:平成 年 月 日 ( )

確認者:氏名 ( )

No.	項 目	チェック欄
1	遊具や器具の安全点検は行ったか	
2	不審者情報、災害の警報は出ていないか	
3	応急手当用品(救急箱)・AEDはそろっているか AEDが備え付けられていない場合は設置場所を確認したか	
4	活動内容として特に留意する点( )について準備できたか	
5	参加している子ども及びスタッフの保険は加入したか	
6	子どもたちがケガをしそうな危険箇所はないか	
7	活動内容の安全管理についてスタッフの共通理解はできたか	
8	健康面等(服薬、アレルギー、夜尿 など)で配慮する子どもの把握はできたか	
9	活動の前に、子どもたちに安全管理面での指導を行ったか	
10	天候の急変や付近における事件・事故の発生等は起きていないか	
11	子どもたちの様子に異変はないか	
12	子どもたちの帰宅にあたって問題はないか	
状 況 ・ 気 付 き	病気・けがの状況          その他          (○で囲む)	
	【具体的内容】	

事件・事故記録用紙

記録者氏名		記録日	
発生日時	平成 年 月 日 ( ) 時ごろ		
発生場所			
内 容	だれが、どのようなことが、どのような状況で起きたか記入する。		
発 生 場 所	図で示す。		
対 応	どのように対応したか時系列により記入する。		